

資料 2

東京都リハビリテーション協議会設置要綱

| | |
|----|-----------------------------------|
| | 平成 12 年 7 月 14 日 12 衛医計第 495 号 |
| 改正 | 平成 13 年 4 月 10 日 13 衛医計第 1 号 |
| 改正 | 平成 14 年 3 月 29 日 13 衛医計第 1510 号 |
| 改正 | 平成 16 年 7 月 8 日 16 健サ医第 423 号 |
| 改正 | 平成 17 年 5 月 18 日 17 福保医政第 293 号 |
| 改正 | 平成 22 年 4 月 2 日 22 福保医政第 33 号 |
| 改正 | 平成 26 年 11 月 26 日 26 福保医政第 1330 号 |

(設 置)

第 1 都におけるリハビリテーションサービスの充実を図るために、東京都リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じてその結果を福祉保健局長に報告する。

- (1) リハビリテーション医療体制整備の在り方について
- (2) 都及び地域におけるリハビリテーションサービス提供体制について
- (3) リハビリテーションの円滑な提供のために必要な関係機関及び関係団体との連絡調整
- (4) 地域リハビリテーション支援センター（平成 13 年 11 月 26 日 13 衛医計第 964 号東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱により設置）に関すること
- (5) リハビリテーション資源の情報収集及び提供
- (6) リハビリテーションの普及及び啓発に必要な事業
- (7) その他リハビリテーション医療に関し福祉保健局長が必要と認める事項

(構 成)

第 3 協議会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員のうちから、21 名以内をもって構成し、福祉保健局長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第6 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、協議会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する部会のみに属する専門委員をもって構成する。
- 3 前項の部会にのみ属する専門委員の任期は、第4(委員の任期)に準ずるものとする。

(部会長)

- 第7 部会には、部会長を置く。
- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(召集等)

- 第8 協議会及び部会は、座長が召集する。
- 2 座長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外のものの出席を求め、又は他の方で意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第9 会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、個人情報の保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、すべて公開する。

(庶務)

- 第10 協議会及び部会等の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

- 第11 第8条による協議会への委員の出席及び会長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。
- なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補則)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 第1 この要綱は、平成12年7月14日から施行する。
- 第2 この要綱の施行後、初めて委嘱又は任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず平成14年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。